

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント㈱
目 次		ページ
規 則		
○北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則…（介護保険課）		25
告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課）		25
○有害興行の指定……………（道民活動文化振興課）		26
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）		26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）		26
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）		27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）		27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）		27
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）		27
○河川区域の指定の一部改正……………（河川課）		28
○河川予定地の指定の一部改正……………（河川課）		28
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（出納局総務課）		28
支 庁 告 示		
○特定調達契約に係る落札者等の公示（２件）……………		28
道公安委員会告示		
○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		31
道函館方面公安委員会告示		
○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		31
道旭川方面公安委員会告示		
○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		31
道釧路方面公安委員会告示		
○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		32
道北見方面公安委員会告示		
○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程……………		32
規 則		

北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年 5月19日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第86号
北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
北海道介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。
第6条中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。
第9条第1項中「事業運営期間の」を「計画期間の」に、「事業運営期間（」を「計画期間（」に、「次期事業運営期間」を「次期計画期間」に改め、同条第2項中「次期事業運営期間」を「次期計画期間」に改める。
別記第3号様式末尾欄外備考1の事項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。
別記第4号様式中「基金事業対象収入額（見込）額（A+B+C+D+E）」を「基金事業対象収入（見込）額（A+B+C+D+E）」に改める。
別記第10号様式末尾欄外備考1の事項及び3の事項中「事業運営期間」を「計画期間」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第468号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成18年 5月19日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成18年度電子計算機で処理する業務 一式
(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成18年 3月31日
(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社H B A
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目
(4) 随意契約に係る契約金額
368,121,600円

- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成18年度情報処理システム変更等業務 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月3日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社H B A
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目

(4) 随意契約に係る契約金額
1 人工当たり単価 574,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

3(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
北海道電子自治体共同システム運用保守業務

(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成18年4月3日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社H A R P
イ 住 所 札幌市中央区北1条西6丁目1－2

(4) 随意契約に係る契約金額
263,550,000円
（うち北海道契約額 48,238,482円）

(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

4 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道企画振興部科学 I T 振興局情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目
- 北海道告示第469号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の 種 別	興 行 の 題 名	制作会社又は 配 給 会 社 範 囲	指定の 指 定 の 理 由
映 画	ティント・プラスの白日夢	ニューセレクト	全 部 } 著しく粗暴性を助長し、 性的感情を刺激し、又は 道義心を傷つけるもの等 であって、青少年の健全 な育成を害するおそれ があると認められるため
同	淫絶！ 人妻をやる	新 東 宝 映 画	
同	昭和の女 団地に棲む人妻たち	新 日 本 映 像	
同	俺たちの絆	オーピー映画	
同	新日本映像ニュース（昭和の女 団地に棲む人妻たち）	新 日 本 映 像	
- 北海道告示第470号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成18年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 枝幸郡枝幸町下幌別6369の1、6370の1、6371の1、6373

2 指 定 の 目 的 風害の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 北海道告示第471号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成18年 5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町乙幌7・太田宏陽4（以上2筆について
次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 霧害の防備

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁産業振興部林務課及び厚岸町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指
定を解除する。

平成18年 5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町豊原27の40・29の14（以上2筆について
次の図に示す部分に限る。）、29の40

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び別海町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第473号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年
法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年 5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 北見市常呂町字豊川244の1（次の図に示す部分に
限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡むかわ町有明7の3（次の図に示す部分に限
る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに北見市役所及
びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業
要件を変更する予定である。

平成18年 5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興
部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第475号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同法第33
条第1項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なの
で、同法第189条の規定により、その通知の内容を標津町役場の掲示場に掲示する。その要

旨は、平成18年北海道告示第403号のとおりである。

平成18年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

標津郡標津町字薫別273所在の森林について所有権を有する 若 原 昭

北海道告示第476号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川売買川の項図面の欄中「第1号図から第5号図まで」を「第1号図から第3号図まで、第4号図の2、第5号図」に改める。

北海道告示第477号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道帯広土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

表の1一級河川売買川の項図面の欄中「第3号図から第5号図まで」を「第3号図、第4号図の2、第5号図」に改める。

北海道告示第478号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年5月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項获伏漁業協同組合の事項を次のように改める。

日高中央漁業協同組合 平成18. 4. 1 日高中央漁業協同組合获伏支所

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第40号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年5月19日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 複写機の賃貸借その1

ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。以下同じ。）1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量 1台及び1か月当たり 18,900枚

(2) 複写機の賃貸借その2

ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量 1台及び1か月当たり 31,400枚

(3) 複写機の賃貸借その3

ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量 1台及び1か月当たり 38,000枚

(4) 複写機の賃貸借その4

ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量 1台及び1か月当たり 40,600枚

(5) 複写機の賃貸借その5

ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借 1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量 1台及び1か月当たり 9,700枚

(6) 複写機の賃貸借その6

ア 落札に係る物品等の名称 複写機の賃貸借 6台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

イ 数 量 6台及び1か月当たり 8,700枚

2 落札を決定した日

平成18年3月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 複写機の賃貸借その1

ア 氏 名 株式会社大江商店

イ 住 所 旭川市7条通15丁目左1号

(2) 複写機の賃貸借その2

ア 氏 名 北海道ゼロックス株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(3) 複写機の賃貸借その3

ア 氏 名 北海道ゼロックス株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(4) 複写機の賃貸借その4

ア 氏 名 北海道ゼロックス株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(5) 複写機の賃貸借その5

ア 氏 名 北海道ゼロックス株式会社

イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133

(6) 複写機の賃貸借その6

ア 氏 名 日本タイプ事務器株式会社

イ 住 所 旭川市9条通7丁目

4 落札金額

(1) 複写機の賃貸借その1

賃貸借の月額基本料金		100円
複写料金	1枚から2,000枚まで	1枚当たり 1.25円
	2,001枚から5,000枚まで	1枚当たり 1.25円
	5,001枚から20,000枚まで	1枚当たり 1.25円
	20,001枚以上	1枚当たり 1.25円

(2) 複写機の賃貸借その2

賃貸借の月額基本料金		0円
複写料金	1枚から2,000枚まで	1枚当たり 1.23円
	2,001枚から5,000枚まで	1枚当たり 1.20円
	5,001枚から20,000枚まで	1枚当たり 1.17円
	20,001枚以上	1枚当たり 1.15円

(3) 複写機の賃貸借その3

賃貸借の月額基本料金		0円
複写料金	1枚から2,000枚まで	1枚当たり 1.13円
	2,001枚から5,000枚まで	1枚当たり 1.09円
	5,001枚から20,000枚まで	1枚当たり 1.05円
	20,001枚以上	1枚当たり 1.03円

(4) 複写機の賃貸借その4

賃貸借の月額基本料金		0円
複写料金	1枚から2,000枚まで	1枚当たり 1.00円

	2,001枚から5,000枚まで	1枚当たり 1.00円
	5,001枚から20,000枚まで	1枚当たり 1.00円
	20,001枚以上	1枚当たり 1.00円

(5) 複写機の賃貸借その5

賃貸借の月額基本料金		0円
複写料金	1枚から1,000枚まで	1枚当たり 2.00円
	1,001枚から5,000枚まで	1枚当たり 1.65円
	5,001以上	1枚当たり 1.58円

(6) 複写機の賃貸借その6

賃貸借の月額基本料金		55,200円
複写料金	1枚から1,000枚まで	1枚当たり 1.50円
	1,001枚から5,000枚まで	1枚当たり 1.50円
	5,001枚から10,000枚まで	1枚当たり 1.50円
	10,001枚以上	1枚当たり 1.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年1月31日付け北海道上川支庁告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川支庁地域振興部総務課

(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道宗谷支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年5月19日

北海道宗谷支庁長 日 野 健 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機等の賃貸借その1
- デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (2) 複写機等の賃貸借その2
- デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (3) 複写機等の賃貸借その3
- デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (4) 複写機等の賃貸借その4
- デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

- (5) 複写機等の賃貸借その5
デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (6) 複写機等の賃貸借その6
デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (7) 複写機等の賃貸借その7
デジタル複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- 2 落札を決定した日
落札を決定した日は、1の(1)から(7)までに掲げる複写機等の賃貸借について、それぞれ次の(1)から(3)までに定めるところによる。
- (1) 複写機等の賃貸借その1
平成18年3月22日
- (2) 複写機等の賃貸借その2からその6まで
平成18年3月23日
- (3) 複写機等の賃貸借その7
平成18年3月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
落札者の氏名及び住所は、1の(1)から(7)までに掲げる複写機等の賃貸借について、それぞれ次の(1)から(2)までに定めるところによる。
- (1) 複写機等の賃貸借その1、その2、その3及びその7
ア 氏 名 北海道ゼロックス株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西10丁目4番地133
- (2) 複写機等の賃貸借その4からその6まで
ア 氏 名 ノグチ事務機株式会社
イ 住 所 稚内市末広4丁目1番23号
- 4 落札金額
落札金額は、1の(1)から(7)までに掲げる複写機等の賃貸借について、それぞれ次の(1)から(7)までに定めるところによる。
- (1) 複写機等の賃貸借その1
基本料金（10,000枚含む。） 4,000円（1月当たり）
複写料金（10,001枚以上25,000枚まで） 1円17銭（1枚当たり）
複写料金（25,001枚以上40,000枚まで） 1円12銭（1枚当たり）
複写料金（40,001枚以上） 1円 （1枚当たり）
- (2) 複写機等の賃貸借その2
基本料金（1,000枚含む。） 1,200円（1月当たり）
複写料金（1,001枚以上5,000枚まで） 1円20銭（1枚当たり）

- 複写料金（5,001枚以上） 1円20銭（1枚当たり）
- (3) 複写機等の賃貸借その3
基本料金（1,000枚含む。） 13,000円（1月当たり）
カラー複写料金（1,001枚以上3,000枚まで） 13円（1枚当たり）
カラー複写料金（3,001枚以上） 13円（1枚当たり）
モノクロ複写料金（1枚以上1,000枚まで） 3円50銭（1枚当たり）
モノクロ複写料金（1,001枚以上3,000枚まで） 3円50銭（1枚当たり）
モノクロ複写料金（3,001枚以上） 3円50銭（1枚当たり）
- (4) 複写機等の賃貸借その4
基本料金（2,000枚含む。） 4,000円（1月当たり）
複写料金（2,001枚以上8,000枚まで） 2円（1枚当たり）
複写料金（8,001枚以上） 2円（1枚当たり）
- (5) 複写機等の賃貸借その5
基本料金（500枚含む。） 25,500円（1月当たり）
カラー複写料金（501枚以上1,000枚まで） 27円（1枚当たり）
カラー複写料金（1,001枚以上3,000枚まで） 27円（1枚当たり）
カラー複写料金（3,001枚以上） 27円（1枚当たり）
モノクロ複写料金（1枚以上1,000枚まで） 5円（1枚当たり）
モノクロ複写料金（1,001枚以上3,000枚まで） 5円（1枚当たり）
モノクロ複写料金（3,001枚以上） 5円（1枚当たり）
- (6) 複写機等の賃貸借その6
基本料金（500枚含む。） 25,500円（1月当たり）
カラー複写料金（501枚以上1,000枚まで） 27円（1枚当たり）
カラー複写料金（1,001枚以上3,000枚まで） 27円（1枚当たり）
カラー複写料金（3,001枚以上） 27円（1枚当たり）
モノクロ複写料金（1枚以上1,000枚まで） 5円（1枚当たり）
モノクロ複写料金（1,001枚以上3,000枚まで） 5円（1枚当たり）
モノクロ複写料金（3,001枚以上） 5円（1枚当たり）
- (7) 複写機等の賃貸借その7
基本料金（10,000枚含む。） 4,000円（1月当たり）
複写料金（10,001枚以上25,000枚まで） 1円20銭（1枚当たり）
複写料金（25,001枚以上40,000枚まで） 1円15銭（1枚当たり）
複写料金（40,001枚以上） 1円10銭（1枚当たり）
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告 平成18年2月10日付け北海道宗谷支庁告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地は、1の(1)から(7)までに掲げる複写機等の賃貸借について、それぞれ次の(1)から(3)までに定めるところによる。 (1) 複写機等の賃貸借その1 ア 名 称 北海道宗谷支庁地域振興部総務課 イ 所在地 稚内市末広4丁目2番27号 (2) 複写機等の賃貸借その2からその6まで ア 名 称 北海道稚内土木現業所総務課 イ 所在地 稚内市末広4丁目2番27号 (3) 複写機等の賃貸借その7 ア 名 称 北海道宗谷保健福祉事務所保健福祉企画課 イ 所在地 稚内市末広4丁目2番27号	北海道函館方面公安委員会告示第16号 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成18年5月19日 北海道函館方面公安委員会委員長 外 山 茂 樹 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項中「7 少年指導委員証の押印」を「7 少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書の押印」に改め、同部北海道函館方面公安委員会圧印の項中「少年指導委員証」を「少年指導委員証、少年指導委員身分証明書」に改める。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。
道 公 安 委 員 会 告 示	道旭川方面公安委員会告示
北海道公安委員会告示第60号 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成18年5月19日 北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道公安委員会印の項中「8 少年指導委員証の押印」を「8 少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書の押印」に改め、同部北海道公安委員会圧印の項中「及び少年指導委員証」を「、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書」に改める。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。	北海道旭川方面公安委員会告示第20号 北海道旭川公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成18年5月19日 北海道旭川方面公安委員会委員長 山 下 裕 久 北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項中「7 少年指導委員証の押印」を「7 少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書の押印」に改め、同部北海道旭川方面公安委員会圧印の項中「少年指導委員証」を「少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書」に改める。 附 則 この規程は、公布の日から施行する。
道函館方面公安委員会告示	

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第15号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成18年 5月19日
北海道釧路方面公安委員会委員長 小 西 保 男
北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程
北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）
の一部を次のように改正する。
別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項中 「 7 少年指導委員証の押印 」
を 「 7 少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書の押印 」 に改め、同部北海道釧路方面公安委員会圧印の項中
「、少年指導員証の写真ちょう付欄、」を「、少年指導委員証、少年指導委員身分証明書、」に改める。
附 則
この規程は、公布の日から施行する。

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第17号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成18年 5月19日
北海道北見方面公安委員会委員長 池 田 彰
北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程
北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の
一部を次のように改正する。
別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項中 「 7 少年指導委員証の押印 」
を 「 7 少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書の押印 」 に改め、同部北海道北見方面公安委員会圧印の項中
「、少年指導委員証」を「、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。